

平成26年4月1日改定

学校法人 大阪滋慶学園
大阪医療技術学園専門学校
学校長 磯橋 文秀

言語聴覚士学科教育評価規定

I. 成績評価について

1. 受験資格

(1) 当該科目の講義時間数の85%以上の出席率であること。

2. 定期試験

(1) 試験評価は試験素点が60点以上を合格とする。

(2) 追再試験においても試験素点が60点以上を合格とする。

(3) 補講

1) 出席日数不足で本試験を受験できない学生は、再試験実施日までに補講を行い、必要時間数を満たさなければ再試験の受験はできない。

2) 補講は、下記の条件を満たす者が受講する事ができる。

①当該科目の全講義数の50%以上の出席がある者。

②受験資格喪失科目数が所定の科目数の50%を超えない者。

3) 補講実施においては、以下のことに留意すること。

①学生は補講実施前に誓約書を提出しなければならない。

②補講予定日に無断欠席、遅刻した場合は、補講実施を中止する。

③補講は規定の授業時間外に行う。

II. 進級判定について

1. 進級判定は以下の要件に基づき、進級判定会議において総合的に判定する。

(1) 所定の科目の全単位を修得していること。

(2) 所定の授業および学校行事を含めた全出席率が85%以上であること。

(3) 進級模擬試験、実力試験等の結果は、進級判定の重要な参考資料とする。

2. 当該学年における修得予定科目のうち未修得科目数が50%以上あるものは原級留置とする。

3. 当該学年終了時に、1.(2)(3)の条件を満たし、かつ未修得科目が50%未満の者は進級判定会議において未修得単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ原級留置となる。なお、この試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。

4. 言語聴覚士学科においては、本校学生規定に記載する仮進級の適応は当該年度内とする。

Ⅲ. 臨床実習について

1. 臨床実習とは、臨床見学実習、臨床評価実習、臨床総合実習を指す。
2. 臨床実習の参加については、以下の要件に基づき、臨床実習判定会議で総合的に判定する。
 - (1) 臨床実習に参加できる者は、当該臨床実習までに修得すべき授業および学校行事の出席率を含めた総出席率が85%以上であること。また、実習までの科目の50%以上履修していること。
 - (2) 実習基礎能力試験（実習前指導）における筆記試験ならびに実技等で合格すること。
 - (3) 言語聴覚士学科の実習生としてふさわしい整容・礼節・知識・技能などが備わっている等、平常の態度は、判定の重要な参考資料とする。
3. 臨床実習の科目修得については、臨床実習指導者の評価を基に、臨床実習判定会議で総合的に判定する。

Ⅳ. 卒業判定について

1. 「国家試験対策講座」の単位は教務委員会で定められた基準を満たす事で認定される。また、単位の認定は教務委員会で行う。
2. 卒業判定は以下の要件に基づき、卒業判定会議において総合的に判定する。
 - (1) 最終学年において所定の科目の全単位を修得していること。
 - (2) 最終学年における所定の授業および学校行事を含めた全出席率が85%以上であること。
3. 当該学年において未修得科目があるものは原級留置とする。